

●一般法人による農地法第3条許可基準の概要

一般法人が農地法第3条による許可を受けるためには、申請人である法人は次の要件を全て満たす必要があります。

一般法人が農地を貸借する場合の特別な要件は、

- ① 法人の業務執行役員（取締役、理事、執行役員、支店長等）の1人以上の者が法人の行う農業に常時従事（原則150日以上）すること。
- ② 農地を適正に利用していない場合に、貸借を解除する旨の条件が契約に付されていること。
- ③ 地域における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

このほか基本要件として、

- ① 農地のすべてについて効率的に利用すること（そのために必要な機械、労働力、技術があると認められること）。
- ② 経営面積が50a（下限面積）以上であること。
- ③ 周辺の農地利用に支障を生じないこと。

例えば

- ・ 集落営農や経営体へ農地が面的のまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断することがないこと
- ・ 地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるようなことがないこと
- ・ 無農薬や減農薬栽培などの取り組みが行われている地域において、農薬使用の栽培を行うことで、周辺の無農薬栽培等が事実上困難となるようなことがないこと
- ・ 集落が一体となって特定の作物を栽培している地域において、その作物の共同防除などの営農活動に支障が生ずる恐れがないこと
- ・ 地域の実勢借賃に比べて極端に高額な借賃で契約され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらすような恐れがないこと

以上の要件を全て満たすことができれば、一般法人も農地を貸借することができます。

※ なお、許可後は、毎年その農地の利用状況について、農業委員会へ報告することが条件となる、条件付き許可となります。